

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月14日

【届出者の氏名又は名称】 穂田 誉輝

【届出者の住所又は所在地】 東京都渋谷区渋谷三丁目3番2号 渋谷MKビル4F

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町一丁目5番15号 ビュレックス平河町1001区
山下総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6268 - 9511

【事務連絡者氏名】 弁護士 山下 聖志

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「対象者」とは、株式会社オウチーノをいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年10月31日付で提出した公開買付届出書(平成28年11月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第14期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

平成28年8月10日 関東財務局長に提出

なお、対象者によれば、平成28年11月14日までに、第14期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出予定とのことです。

(訂正後)

事業年度 第14期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

平成28年8月10日 関東財務局長に提出

事業年度 第14期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

平成28年11月14日 関東財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

(3) プロパティ事業からの撤退

対象者が平成28年10月28日に公表した「プロパティ事業撤退に関するお知らせ」によれば、対象者グループ内における財務の健全化及び注力事業の見直しを実施した結果、当該事業継続が困難と判断し、平成29年3月末を目途に株式会社スペースマゼランによるプロパティ事業の撤退、及び、それに伴う対象者の当該事業からの撤退を決定したとのことです。詳細は、当該公表文をご参照ください。

(訂正後)

(3) プロパティ事業からの撤退

対象者が平成28年10月28日に公表した「プロパティ事業撤退に関するお知らせ」によれば、対象者グループ内における財務の健全化及び注力事業の見直しを実施した結果、当該事業継続が困難と判断し、平成29年3月末を目途に株式会社スペースマゼランによるプロパティ事業の撤退、及び、それに伴う対象者の当該事業からの撤退を決定したとのことです。詳細は、当該公表文をご参照ください。

(4) 連結子会社におけるたな卸資産評価損、貸倒引当金繰入額および為替差損の計上

対象者は、平成28年11月14日に、「連結子会社におけるたな卸資産評価損、貸倒引当金繰入額および為替差損の計上に関するお知らせ」を公表しております。詳細は、当該公表文をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

対象者は、平成28年11月14日に第14期第3四半期(自平成28年7月1日至平成28年9月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。